

京都市保育所条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第126号

京都市保育所条例施行規則の一部を改正する規則

京都市保育所条例施行規則の一部を次のように改正する。

第4条中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号を第3号とする。

別表第2 その他の世帯の項中

77,000	79,900	82,700	85,500	88,300	91,100	93,900
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

を

「

78,000	80,900	83,700	86,600	89,400	92,300	95,100
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

に改める。」

附 則

(施行期日)

1 この規則中別表第2の改正規定は令和3年4月1日から、第4条の改正規定及び次項の規定は同年9月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市保育所条例施行規則第4条の規定は、令和3年9月分の京都市保育所条例第6条本文に規定する保育費用（以下「保育費用」という。）から適用し、同年8月分までの保育費用については、なお従前の例による。

(子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室)